

別表5

指導医の認定要件について

1. 令和8年4月1日から、指導医の認定要件として以下を求めます。
 - ① これまでに、精神保健福祉に関わる教育指導を行ったことがあること
 - ② これまでに、教育指導・評価について学習していること
 - ③ これまでに、総合病院精神医学に関する論文、あるいは日本総合病院精神医学会および関連学会での発表を行っていること
2. 要件①～③に共通する事項
 - 要件①～③は初回の指導医認定でのみ求められます。
 - “これまでに”とは、医師免許取得以降の経歴を指します。
3. 要件①「精神保健福祉にかかわる教育指導」について
 - 教育指導の対象者は、医師、看護師、公認心理士など、現に医療行為に携わっている人、あるいは、医学生、看護学生など、将来的に医療行為に関わる可能性が高い人とする。
 - 教育指導の内容は、教育機関での講義、臨床実習での指導、初期臨床研修医への指導、専攻医への指導など幅広く認める。
 - 教育指導を行った場所については、大学や学術団体、研修施設等には限定しておらず、中小の病院や診療所等でも認める。
 - 教育指導を行ったことを示す資料に関しては、幅広く認める。例えば、精神科専門研修で研修医/専攻医に指導した実績があれば、研修手帳の控えや研修実績管理システムのスクリーンショットでも可とする。
 - 精神科専門医制度指導医の資格を取得している場合は、この要件を満たしているものとみなす。この場合は、代替資料として精神科専門医制度指導医資格証の写しを提出してください。
4. 要件②「教育指導・評価の学習」について
 - 下記イ～ホの団体が主催する臨床研修指導医講習会、もしくは各大学、医師会主催のFD講習会等で「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」を満たす講習会を受講していることが求められます。
イ.精神科七者懇談会、ロ.全国自治体病院協議会、ハ.赤十字病院、ニ.国立病院機構、ホ.四病院団体協議会
 - 教育指導・評価の学習を行ったことを示す資料に関しては、受講証や資格証の写し

を提出してください。

- 精神科専門医制度指導医の資格を取得している場合は、この要件を満たしているものとみなします。この場合は、代替資料として精神科専門医制度指導医資格証の写しを提出してください。

5. 要件③「総合病院精神医学に関する論文、あるいは日本総合病院精神医学会および関連学会での発表」について

- 論文、学会発表とも総合病院精神医学に関する内容であることが求められます。
- 論文に関しては、筆頭著者であること、査読が1回以上されていることが求められます。原著論文、症例報告、総説など論文の形式は問いません。
- 学会発表に関しては、筆頭発表者であることが求められます。口演、ポスター発表など発表の形式は問いません。
- 日本総合病院精神医学会および関連学会には、別表2に示されている本学会総会、有床フォーラム、無床フォーラム、本学会が認定した地方会に準じる研究会、本学会と密接な関連があると認定した学会または研究会が含まれます。
- 論文に関しては別冊または写しを、学会発表に関してはプログラムの該当部分の写しを提出してください。